

令和6年5月9日	
資料提供	
担当課	技術調査課
担当者	松山・抜井・土山
電話(直通)	073-441-3082

入札制度の一部見直しについて

建設工事に係る委託業務の品質確保の観点から入札制度の一部見直しを行います。これにより、委託業務のさらなる品質確保等に繋がると考えています。
適用は、令和6年6月1日以降の入札公告分からとなります。

今般、国土交通省において、低入札価格調査基準の算入率が改定されたことを受け、本県においても、当該改定に準拠し、最低制限価格及び調査基準価格の計算式に用いる算入率の改定を行います。

【改定内容】

<土木関係建設コンサルタント業務>

現行		⇒	改定
直接人件費	×1.00		直接人件費 ×1.00
直接経費	×1.00		直接経費 ×1.00
その他原価	×0.90		その他原価 ×0.90
一般管理費等	×0.48		一般管理費等 ×0.50

<補償関係コンサルタント業務>

現行		⇒	改定
直接人件費	×1.00		直接人件費 ×1.00
直接経費	×1.00		直接経費 ×1.00
その他原価	×0.90		その他原価 ×0.90
一般管理費等	×0.45		一般管理費等 ×0.50

<測量業務>

現行		⇒	改定
直接測量費	×1.00		直接測量費 ×1.00
測量調査費	×1.00		測量調査費 ×1.00
諸経費	×0.48		諸経費 ×0.50

<地質調査業務>

現行		⇒	改定
直接調査費	×1.00		直接調査費 ×1.00
間接調査費	×0.90		間接調査費 ×0.90
解析等調査業務費	×0.80		解析等調査業務費 ×0.80
諸経費	×0.48		諸経費 ×0.50

※ 最低制限価格とは

- ・ 契約内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で設定する価格のことで、この価格を下回った場合は自動的に失格となります。

※ 調査基準価格とは

- ・ 契約内容に適合した履行がなされるかどうかの調査を行う基準となる価格のことで、この価格を下回った場合は当該入札価格で適正な業務の履行が可能か調査を行います。